

## 個人1

私は、先日公表された通信・放送の総合的な法体系の在り方の答申(案)について意見を提出します。

通信・放送の法体系については 21 世紀に入り急激に進展した通信と 21 世紀に入っても時代のニーズにこたえていない放送を本格的に“融合”させることについては基本的に賛成します。

以下、項目ごとについて意見を述べます。

### ● 法体系見直しの必要性

2010 年代に入ろうとしている今だから見直しを図るのか、それは、時代のニーズにこたえた法体系が求められているからでしょう。

確かに現在の通信・放送の法体系は分かりにくく複雑に入り組んでいます。それを 3 つの視点と 5 つの目的で整理するというのは画期的だと思います。

### ● コンテンツ規律

通信・放送の法体系の要のひとつであるコンテンツ規律ですが、メディアサービスの範囲を放送にとどめて、後は従来の法律で対応するというのはどうなのかというのです。

従来の通信の中の有害コンテンツについてどうするのかについて別の範囲で規制していくという議論をしてほしいと思います。

基本的な考え方については放送の役割を残すことについては賛成です。また、表現の自由については通信と放送の融合の中でどう折り合いをつけていくかが課題になっていますが、表現の自由を守って行くのは通信と放送の共通点だと思います。

### ● その他

放送法に規定している、認定放送持株会社制度について答申(案)では、触れられていません。

昨年 10 月にフジテレビが、フジ・メディア・ホールディングスに、今年 4 月に TBS(東京放送)が TBS ホールディングスに移行していますが、成果はどうか、また、実際のところローカル局を救済できるのか、まだまだこの制度に関する疑問点は多そうです。

本当に認定放送持株会社制度に効果があるのが議論をしてほしいです。

### ● 総括

制度の集約についてそれぞれの項目で従来の法律をベースにしていくというのは新しく造りかえるのかというのをはっきりしてほしいです。

利用者・受信者の利益の保護について、現在の番組ジャンルは枠を超えているので、どれが番組のジャンルなのか明確に示してほしいのと、テレビ・ラジオショッピングについて広告か番組かのボーダーを見失っている状態になっています。従来の法体系では対応できていないと思うので、慎重に議論してほしいと思います。

## 個人2

### 通信・放送の総合的な法体系の在り方

現在のテレビ放送では、日本にとって一番大事な案件がなぜか？意図して放送されません。

これはある意味特定国の意のままに日本が操られているのと同じで、日本の存続さえも危ぶまれます。

特に、韓国がらみの事案が意図して放送されません。どんな国でも日本にとって大事な案件は、韓国・韓国人に不利になっても普通の外国と同じように報道されるのが当たり前。

この当たり前が日本では大変おかしいことに報道されません。NHKや民放各社が正常な体制になることを望む。

個人3

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

2009年6月23日

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申（案）」に対する意見募集に基づき意見を送付致します。

記

意見内容

別紙のとおり

以上

項目	意見
2. 伝送設備規律 (4) 電波を安心して利用できる環境の整備	かつて 1G（アナログ）携帯電話全盛の時代、携帯電話の通話を傍受可能な受信装置が市場に多く出回りました。そのこと自体は合法であり、また電波の傍受も合法ですが、合法的傍受と違法な情報漏洩や窃用等を外部から峻別することは困難であり、人知れず違法行為が発生していた可能性を否定できません。現在の携帯電話は当事よりは傍受困難と考えられますが、それでも将来的に安価な傍受装置が出回る可能性もあります。そこで、通信の盗聴は合法違法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の実装を促進すべきと考えます。
3. 伝送サービス規律	通信の秘密の取り扱いについて言及の必要があると考えます。 この案によれば、大括りの「伝送」の概念の下に通信と放送が共存することになりますが、通信トラフィックに関しては、現在の電気通信事業法と少なくとも同等程度の守秘義務が事業者課されるべきと考えます。一方で、放送トラフィックに通信並みの秘密を適用するのはナンセンスです。 伝送サービス規律の中で、秘密を含むトラフィックと、含まないトラフィックのそれぞれについて、取り扱い基準の明確化が必要と考えます。
4. コンテンツ規律	難視聴解消、地域間格差の是正等は、通信におけるユニバーサルサービスと本質的に同じものであり、伝送サービス規律に含まれるべきものと考えます。

個人4

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案) 意見書

平成 20 年 7 月 3 日

総括(9)とその他

(2)情報の自由な流通の促進に対する意見

大手検索サイトを運営している報道記事などに対するコメントなど、運営会社の意図に沿わないコメント等(誹謗・中傷以外)はコメントを削除され二度と投稿できなくなる会社があります。(例として yahoo)等。

公正な情報提供と自由な言論・情報提供の活動を阻害しています。

また、地上波報道局の報道も意図に沿わない反対意見など放送されない事も多々あり、世論誘導を顕著に感じます。

またニコニコ動画では各政党のPR動画を流していますが、反対意見は一切コメントできない等、世論・言論を制限しすぎです。

その他意見

現在の報道は視聴率主義が強すぎ、またスポンサーの意図と番組制作者の意図が大きく反映され、世論誘導がとても強いです。

世論誘導したい内容は連日同じような報道を重要な報道と称して繰り返し、同じくらい重要な法案の報道は一切しない等、報道内容に偏りがありすぎる。

例として、臓器移植法案＝連日報道するが、後期高齢者保険を決議する時は殆ど報道せず。他にも外国人地方参政権や人権擁護法案・児童ポルノ法案・人権擁護法案など殆ど報道せず、危険な点なども報道しない為、知らないうちにこっそり施行される事が多いのに、報道しない。

領土問題(竹島)や日本海呼称問題(韓国の「東海」主張)など殆ど報道せず、日韓友好的な報道ばかりして世論誘導している。また日本の税金を投入しての韓国への多額の金銭的援助も殆ど報道せず、他の同じニュースばかり報道する姿勢は、公正な報道とは程遠いと思います。

個人5

昨今のテレビ及びラジオの報道について偏向報道が多岐に渡り行われている様に思います。

NHK においてはジャパンデビューと言う番組において(4月に第一回目が報道されました)台湾を漢民族の国といたり今も日本を懐かしむ方達の声を捏造し反日であるかのごとき放送をしておりました。

一方向からでなく多方面から検証を田理することは良いことですが判断するのは受け手側(視聴者)です。

麻生首相が就任してからもそうです

麻生首相が内外交等の実績をどの局も取り上げませんでした。

誰しも間違ふ漢字の読み間違いや言い間違いを幾度も流し、公共の電波を利用しての悪口。これはいじめですね。

このようなことから

政府専用テレビで国会等の中継をノーカットで放送する。

ニュース番組等のコメンテーターは不要。ニュースをただ伝えればよろしいでしょう。

アナウンサーなどの個人的な考えも不要。

不均等な報道はしない。スポンサーに媚びない(真実を報道する)

BPOは身内の集まりであり構成されているようですので国民が意見できる窓口を作る。

電波料をもっと徴収し電波法に違反した場合は直ちに免許停止する。

広告料の課税と電通等の広告会社の廃止。

外国人は採用しない。採用するのであれば外国人専用チャンネルを作ればよい。

偏向報道などで国民の知る権利を奪わない。

政治家など子息の就職禁止。

以上

過去に樁事件なる物がありました。今のマスメディアはまさに樁事件そのものでしょう。

偏向報道において国益をも揺るがすマスコミ全てに罰則や電波利用停止、電波料の引き上げ、広告料の課税へと改革をお願いします。

個人6

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会  
ご担当者様

【全体】

意見

NHK の報道、「NHK JAPAN デビュー」の第一回、アジアの一等国の件で捏造や、作成者の意図する方向に歪曲された番組構成をされ、国営放送がこのような事をしていたという事に甚だしく憤りを感じます。

受信料を払って見ている国民とすれば、NHK の人員を一新して頂くか、何らかの指導をして頂きたい。

このような変更報道がなされることに対して、何のためにこのような事が行われているのか

非常に穿った見方をしてしまい、もう NHK は信用できないし受信料も払いたくありません。

また、民放も特定の党に対し、偏った報道をしている傾向にあると思います。

バッシング、不都合な事実を話さない、ことさら好感度や支持率を言い立てるなど、全く報道や政治に関して素人の私も、不信感を感じるほどで、TV のニュースをあまり信用できなくなりました。

外国のメディアでは報道されている、日本の政治家の活動情報が国内では流れていない場合もあり不信感をぬぐえません。

このような歪曲や変更報道に対して、何らかの処罰や対策を検討して頂きたいと思います。

個人7

項目：法体系の見直しの必要性－利用者・受信者の利益の保護

偏向報道など放送法違反に対する罰則として  
「停波」および「関係者の懲役刑」を盛り込んでいただきたい。

現在のマスメディアはあまりに偏向していて信用出来ない。

個人8

### 意見書

現在のニュース 報道バラエティーは 世論を一方方向に導かせようとする 意図にあふれている

視聴者に選択させる事を拒否し 作り手の意見 思想の押し付け的な番組構成で危険な存在になっている

テレビ局の都合のよい事しか報道せずに 都合の悪い事は 放送しない

治安の悪化の原因の多くは 外国籍による犯罪者であり 中国 韓国朝鮮籍が多い事を報道しない

中国各地での 暴動を報道しない 韓国の反日運動 中国の反日運動 を報道しない

日本国を内側から崩壊させようとしている日本のテレビ局 免許停止でもよい

中国 韓国 朝鮮の在日への特別待遇問題も 報道しない 日本を嫌いな外国人の報道せよ

個人9

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

私は、「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」に対する意見募集について、コンテンツの内容の規制について私見を申し上げたく、メールを送らせて頂きます。

最近の報道ですが、政治的な偏向が一視聴者から見ても判るほど、ひどいように思われます。一例として、最近の政治報道ですが、民主党の小沢一郎前代表・鳩山由紀夫現代表の政治献金に関する報道は、ほとんど行われていません。衆議院の解散の日程ばかりマスメディアの報道はなされています。自由民主党の議員なら「秘書のした事は議員の責任である。早く議員を辞職すべき」とキャンペーンを張るのに、今回の一連の事件については事実しか報道していません。彼らのした事をまるで庇っているかのように見えます。年金問題は民主党の支持団体である自治労の一員である社会保険庁の職員の仕事が雑だった為に起きたことなのに、その事に直接触れた報道は見たことがありません。

このように、明らかに偏りが見える様な報道をするのが実態と思います。今回の答申(案)の中にある「民主主義の健全な発展」を妨げているとしか思えません。多様な意見を報道する事が健全な世論の形成には必要なのではないのでしょうか？その為にも、現実に存在する「事実」を恣意的にしか報道しない放送局には、放送法の中の罰則の適用をもっと厳格に適用すべきと愚考します。

平成20年7月4日

## 8.その他の論点

### (1)・・・②日本放送協会の扱い

1. 視聴契約を自由化。
2. 視聴者が個々にパスワードを持ち、要望苦情等を申告出来る様にする。  
(パスワードを持つのは視聴契約をしない在日外国人の干渉を避ける為)

マスコミという国民の意識への影響が大きな機関に偏向捏造報道が有ってはならない。  
現状、誰の為？かと思うような偏向報道が目立つが、当然これらは取り締まられるべきであると思  
います。

手段として行政による取締りが強すぎると言論の自由の侵害にも繋がる可能性があるので、視聴  
者による審判で自粛をうながすという  
方法が適切かと考えます。

### (2)既存事業者の位置づけ

1. 報道内容を監視する機関を特に設け、特定の個人、法人への攻撃報道や偏向捏造報道を監  
視する。
2. 異常報道が有った場合、該当事業者に警告を与える。
3. 警告に従わない場合は放送免許剥奪。

NHK に限らずマスコミの偏向報道は酷くなる一方です。安部元総理へのバッシングは犯罪ではな  
いかと思うくらい酷かった。

現在も麻生総理の些細な失言を執拗に攻撃し、民主党議員の異常な発言はいっさい報道しない  
上、不祥事に関しても極力小さく報道している。

その為か最近の政治家達はマスコミにかなり媚びてるようにも見えます。

そしてそのマスコミは電通をはじめ在日韓国人に支配されています。

国民意識を報道で在日韓国人に操作されるということは間接的な主権侵害です。

行政を日本国民のものにする為に、マスコミにはもっと厳しい、会長が在日であっても2度と不正  
が出来ない様な規制が必要ではないですか？

以上宜しく検討お願い致します。

捏造ではないかと思うアンケートの調査結果があったので貼っておきます。

<http://s03.megalodon.jp/2009-0703-2119-53/seiji.yahoo.co.jp/vote/result/200906250501/>

<http://s03.megalodon.jp/2009-0704-1033-50/seiji.yahoo.co.jp/research/>